

◎新潟県公安委員会告示第55号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定により、指定団体である社団法人新潟県防犯協会から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成25年7月5日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

1 名称

変更前 社団法人新潟県防犯協会

変更後 公益社団法人新潟県防犯協会

2 変更年月日

平成25年4月1日